建設工事等事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)入札心得

公立大学法人大阪府立大学

(目的)

第1条 この心得は、公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」という。)が行う建設工事等 事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)に参加しようとする者(以下「入札参加者」 という。)が守るべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

- 第2条 入札参加者はこの建設工事等事後審査型条件付き一般競争入札(郵便方式)入札心得(以下、「入札心得」という。)、関係資料等及び契約書案の各条項並びにその他関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを 避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しな ければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入 札しなければならない。

(公正な入札の確保)

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札保証金)

- 第4条 入札参加者は、入札価格の 100 分の 108 に相当する金額(以下「契約希望金額」 という。)の 100 分の5以上の入札保証金(現金に代えて納付される証券を含む。)を納付するものとする。
- 2 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証 金に充当することができる。
- 4 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除するも

のとする。

- (1) 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2)過去の入札(国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。)において、落札後 契約を確実に締結しているとき。
- (3)過去の契約(国、地方公共団体その他公共的団体との入札を含む。)において、契約を 誠実に履行しているとき。
- (4) 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していると認められるとき。
- 5 前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に 係る保険証券を提出させなければならない。

(入札及び契約時の使用言語等)

第5条 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨単位は、日本円とする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加は、入札公告及び共通入札説明書に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有する者に限る。

(入札書、内訳書及び入札参加申出書の提出)

- 第7条 入札参加者は、入札書、内訳書を入札用封筒に入れて封かんし、さらに工事案件ごとに郵送用封筒に入札参加申出書(以下「申出書」という。)とともに入れ、書留郵便等配達記録が残る方法により提出しなければならない。
- 2 入札書、内訳書及び申出書(以下「入札書等」という。)は入札公告で指定した提出先に到達期限までに到着しなければならないものとする。なお、入札書等は、法人への直接持参は認めないものとする。
- 3 入札書の日付は入札書作成日若しくは入札書等投函日を記入すること。
- 4 落札者決定に当っては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に当該金額の 100 分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって請負金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5 郵送等に係る費用については、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。
- 6 提出した入札書等は、書換え、引換え又は取消しすることはできないものとする。
- 7 内訳書が同封されていない入札書は受け付けないものとする。

(入札の辞退)

- 第8条 入札書等の郵送後においても、入札執行(開札)までの間は、入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回することができない。
- 2 入札を辞退するときは、入札辞退届を入札執行(開札)までに法人総務部総務・施設課施

設室に持参するか到達期限までに届くように、郵送するものとする。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な扱いを受けるものではない。
- 4 入札を辞退した者は、当該入札案件には再度参加することはできない。

(入札の中止等)

- 第9条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札に関する調査を行い、これにより入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめとする場合があるものとする。
- 2 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の中断及び調査の実施)

第 10 条 入札において、前条1項により、入札担当者が必要と認めるときは、当該入札を中断し、当該入札に関する調査を行う。

(入札書等の不受理)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とする。
- (1) 第7条に規定する方法以外により提出された入札書等。
- (2)入札公告に示す入札書到達期限を超過して提出された入札書等。
- (3) 郵送用封筒に、工事名称、入札参加者名が記載されていない等、意思表示が不明瞭である入札書等。
- (4) 申出書の記載に重大な不備がある場合。
- 2 前項各号において不受理とした入札書等は、その理由を付して当該差出人に返却するものとする。

(開札の傍聴)

第 12 条 開札の傍聴を希望する入札参加者は、入札公告で示した入札(開札)予定時刻の 10 分前までに、名刺等入札参加業者の役員及び従業員であることを証明できるものを持参のうえ、入札会場に集合し、受付を経た後、開札を傍聴することができる。

(開札)

- 第 13 条 指定期日までに郵送された入札書の開札は、入札公告で示した日時及び場所において行うものとする。
- 2 開札の立会いは、入札担当者以外の職員が行うものとする。
- 3 入札担当職員は、郵送された入札書在中の封筒を開封し、入札結果を発表する。

(無効の入札)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1)入札に参加する資格がない者及び虚偽の申出を行った者のした入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3)金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- (4)誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- (6) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (7) 申出書の提出を行わない者のした入札
- (8)入札用封筒に工事名称、入札参加者名(住所・商号又は名称・代表者氏名)が記載されていない入札
- (9)入札用封筒及び郵送用封筒の工事名称及び入札参加者名(住所・商号又は名称・代表者 氏名)と同封された入札書の工事名称及び入札参加者名(住所・商号又は名称・代表者 氏名)が相違する入札。
- (10) 入札用封筒に封印していない者の入札
- (11) 1枚の郵送用封筒に複数の入札案件の入札書等を同封した入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(失格)

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。
- (1) 最低制限価格を設けた場合、当該金額を下回った入札を行った者
- (2) 提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を行わない者
- (3) 開札の日から落札決定までの期間において、次のアから工までのいずれかに該当した 者の入札
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
 - ウ 法人の入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けた者
 - エ 法人との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(落札候補者及び落札者の決定)

- 第 16 条 開札の結果、落札結果を留保した上、予定価格の制限の範囲で最低の価格を提示 した者を落札候補者とし、提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を受けた後、 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。
- 2 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第 1 項の次順位の最低の価格を 提示した者を落札候補者とし、提出期限までに審査申請書及び審査資料の提出を受けた後、 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。

3 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(落札となるべき同価格の落札候補者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

- 第17条 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、抽選により落札候補者及びその次の順位以降の者を決定するものとする。
- 2 前項の抽選の方法は、別に定める方法による。
- 3 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、第 1 項の次順位者を落札候補者と し、提出期限までに事後審査申請書及び審査資料の提出を受けた後、入札参加資格の審査 の結果、入札参加資格があると判断された者を落札者とする。
- 4 前項の審査は、落札者を決定するまで繰り返すものとする。

(落札金額)

第18条 落札金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(入札結果及び落札者の公表)

第 19 条 入札結果及び落札者については、法人ホームページに掲載し、公表するものとする。

(契約保証金)

- 第20条 落札者は、契約を締結するにあたり契約金額の100の10以上の契約保証金を納付しなければならない。 ただし、 次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
 - (1) 法人が認めた契約保証金に代わる担保になる有価証券
 - (2)法人が確実と認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関等の保証。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。
- (1)債務不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険(保険金額は、契約金額の 100 分の 10以上)を締結したとき。
- (2)債務の履行を保証する公共工事履行保証契約(保険金額は、契約金額の 100 分の 10 以上)を締結したとき。

(契約の締結等)

- 第21条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。
- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

- 3 前項の規定により落札者が契約を締結しないとき、落札者は違約金を法人に支払わなければならない。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。
- 4 契約は、契約書を作成し、法人と落札者双方が契約書に記名押印しなければ、成立しないものとする。

(違約金の徴収)

第22条 前条第2項の規定により落札者が契約を締結しないとき、落札者は、契約希望金額の100分の2に相当する金額を違約金として納付しなければならない。この場合、法人は一切の責めを負わないものとする。

(契約の解除)

- 第23条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者(以下「契約者」という。) が、次の一に該当する行為を行ったと認められるときは、法人は契約を解除することができる。
- (1)独占禁止法に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (2)契約条項に違反する行為を行ったと認められるとき。
- (3) 法人の入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正なる価格の成立を害し、若しくは不正の利息を得るため談合その他不公正な行為をしたとき。

(賠償額の予定等)

- 第24条 契約者は、前条各号の一の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、法人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。
- 2 契約者は、法人に生じた実際の損害額が前項に定める額を超えるときは、超過分を支払 わなければならない。
- 3 前2項の規定は、その契約に係る業務等が完成した後においても同様とする。

(異議の申立)

第25条 入札に参加した者は、入札後において、この心得、契約書の各条項、設計図書等において、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。